

茅ヶ崎おひさまクレジット規約

(目的)

第1条 本会は、住宅用太陽光発電設備が設置された参加者の住宅において自家消費された太陽光発電量の「環境価値」量を測定したものをとりまとめ、J-クレジット制度（国内における地球温暖化対策のための排出削減・吸収量認定制度）実施要綱（平成25年4月環境省、経済産業省、農林水産省策定）に基づくJ-クレジット認証委員会からJ-クレジットとして認証を受け、地球環境の保全及び地球温暖化の防止に寄与し、低炭素社会を実現することを目的とする。

(管理・運営)

第2条 本会の管理・運営は、NPO法人ちがさき自然エネルギーネットワーク及び茅ヶ崎市が行う。

(役割)

第3条 NPO法人ちがさき自然エネルギーネットワークは、第1条の目的のために、本会の参加者に代わって次に掲げる業務を実施する。

- (1) J-クレジット認証委員会への事業計画の申請に係る業務
- (2) J-クレジット認証委員会への実績報告（国内クレジット認証申請）に係る業務
- (3) 認証されたJ-クレジットの換価に関する業務
- (4) 参加者への還元に係る業務

2 茅ヶ崎市は、本事業の周知啓発業務及び参加者から収集したデータの管理に係わる業務を実施する。

(参加条件)

第4条 本会の参加条件は、次のとおりとする。

- (1) 入会から2年前の日以降に、茅ヶ崎市内に存する住宅において太陽光発電設備を稼働していること。
- (2) 風力発電及びコージェネレーションシステム等、太陽光発電以外の自家発電設備及び蓄電池等の蓄電設備を併設していないこと。
- (3) グリーン電力証書等、J-クレジットを含む他の環境価値を認証する制度に参加しないこと。
- (4) 発電・売電量のモニタリングのため、太陽光発電設備の現地確認等、J-クレジット認証委員会の登録審査機関が実施する現地審査に協力すること。
- (5) 年1回、NPO法人ちがさき自然エネルギーネットワークからの通知に基づき発電及び売電実績を写真データ（撮影日入り）で電子メールにて報告すること。なお、発電実績については、パワーコンディショナの累積発電量とし、売電実績については、電力会社発行の「売電実績が明記された書類」の写し又は写真データとする。
- (6) 次の条件に同意すること。
 - ア クレジット売却益の還元は、不定期であり、クレジット売却額によっては還元できないことがある。
 - イ クレジット売却益の還元は、事務費を除いて行うものとする。
 - ウ クレジット売却益の還元は、地域特産物等の物品で行い、現金での還元は行わない。
 - エ 本事業終了時に残っているクレジット売却益は、茅ヶ崎市太陽光発電設備普及啓発基金に寄附をする。

(参加手続き)

第5条 本会の参加に必要な手続きは次のとおりとする。

- (1) 「茅ヶ崎おひさまクレジット」参加申込書兼同意書（様式第1号）に次の添付書類を添えて提出すること。
 - ア 太陽光発電設備の設置状況が分かる設計図面及び写真
 - イ 太陽光発電設備の設置枚数、メーカー、型番が分かる書類の写し
 - ウ 電力会社発行の直近の「売電実績が明記された書類」の写し又は写真データ
 - エ 申請時の総発電量がわかる写真データ（撮影日入り）

オ パワーコンディショナの検査成績書の写し又は写真データ

カ その他管理・運営者が必要と認める書類

(報告)

第6条 NPO法人ちがさき自然エネルギーネットワークは、参加者に対して、本会の事業実施状況について、年に1回報告を行う。

2 前項の報告は、参加者が届け出たメールアドレスに報告書を送信することにより行うものとする。

(変更)

第7条 第5条の規定により参加手続きした太陽光発電設備に変更が生じた場合の手続きは次のとおりとする。

(1)「茅ヶ崎おひさまクレジット」変更届出書(様式第2号)に次の添付書類を添えて提出すること。

ア 太陽光発電設備の設置状況が分かる設計図面及び写真

イ 太陽光発電設備の設置枚数、メーカー、型番が分かる書類の写し

ウ 電力会社発行の直近の売電実績が明記された書類の写し又は写真データ

エ パワーコンディショナの検査成績書の写し又は写真データ

オ その他管理・運営者が必要と認める書類

(退会)

第8条 参加者は、いつでも本会への参加を取りやめることができる。この場合において、会員は、NPO法人ちがさき自然エネルギーネットワークに「茅ヶ崎おひさまクレジット」退会届(様式第3号)を提出するものとする。

2 NPO法人ちがさき自然エネルギーネットワーク及び茅ヶ崎市は、参加者が次に掲げる事項に該当する場合は、改善を求め、改善されない場合は、入会を取り消すことができる。

(1)第4条の参加条件に違反する場合

(2)参加者が本会の目的に著しく相応しくない行動をとった場合

(参加費)

第9条 本会の参加費は、無料とする。

(事業実施期間)

第10条 本会の事業実施期間は、J-クレジット制度の実施期間である平成33年3月31日までとする。

(個人情報の取り扱い)

第11条 本会に関して参加者から得られた個人情報は、本会の実施のためにのみ利用する。

(補則)

第12条 この規約に定めのない事項については、必要に応じて運営管理者及び参加者が協議し定める。

附則

この規約は平成27年9月1日より適用する。

附則

この規約の変更は平成30年10月1日から適用する。